

**提言「公共調達における知的生産者の選定に関わる法整備  
—創造的で美しい環境形成のために会計法・地方自治法の改正を—**

## 1 現状及び問題点

創造的で美しい環境形成は、国民の生活のための環境に付加価値を与え、生活をより豊かなものにし、国民の文化意識を高揚させる。また、地域の経済を活性化するなどの経済効果が期待でき、観光立国、文化産業立国、文化芸術立国の基盤をつくるものである。それに大きな影響を及ぼす公共調達において、企画、計画、コンサルテーション、設計、デザイン、技術、芸術活動等の分野の担当者である「知的生産者」をどのように選定するのかが問題である。

従来、会計法・地方自治法がその選定の法的よりどころとなっている。日本学術会議が行った全国調査によると、都道府県では、土木・造園・都市計画・建築ともに、件数で見れば、設計料の多寡で担当者を決める価格競争入札が多く、プロポーザル方式は1%にも満たない。政令指定都市ではプロポーザル方式の率は高くなるが、約10%であった。

一方、アメリカでは、1972年にはいわゆるブルックス法（Brooks Act）が制定され、発注者が公告のうえ技術的に最も優れた設計者を選定し交渉の上契約するという QBS（Qualifications-Based Selection）方式が法定化された。

EU 調達指令では多様な受注者選定方式が用意されており、個々の発注においてどの方式を用いるかは国や発注者の裁量による。ドイツなどでは QBS 方式が多く用いられているが、多くの EU 加盟国では品質、価格、技術的優位性等を勘案する方式が採用されることが多く、各要素の配点比率等の落札基準の決定は、発注者の裁量に任されている。

国際コンペ方式により選ばれたシドニー・オペラハウスは完成後 30 年で世界遺産にも登録され、多大な経済効果を達成している。この事例にみるように、コンペ方式やプロポーザル方式のような質的競争によって、知的生産者の公共調達が行われることが望ましい。単に美しい環境形成だけでなく、使いやすい、人が集まる、長寿命である、利用する人々の意欲を改善する、そして少ない投資により、最大の効果をあげるという多面的側面への要請は、対価の入札という形でのコスト面のみの評価では考慮されない。知的生産者の選定は、高い技術力、デザイン力、創造力等の競争原理によって、なされる必要がある。

一方、我が国が明治会計法制定時に参考にしたフランス、イタリア等の入札契約制度はその後大きく変化し、1960 年代には「売り」と「買い」を分けて調達（買い）のみを対象として多様な入札契約方式を可能とする法制度を整備している。今や我が国のように「売り」と「買い」を同様の扱いとして価格競争入札を原則とする国は見当たらない。

## 2 提言の内容

知的生産者の公共調達に関しては、優れた品質を確保するため、国（政府及び国会）は次のような会計法・地方自治法の改正等を図るべきである。

**(1) 知的生産業務については価格競争入札を排除**

創造的で美しく、かつ少ない投資により最大の効果を上げる環境形成をはかるため、知的生産業務、すなわち高い技術力、デザイン力、創造力を要するサービス（役務）の分野における定型的で仕様の確立した作業ではない「品質の側面が重要な知的・芸術的業務」は価格競争入札によることができず、コンペ方式、プロポーザル方式等品質を公正に競わせる方式を取らなければならない旨を明文に規定すべきである。

**(2) 価格競争に適しない場合における価格競争入札の排除**

「一定の場合に価格競争によらないことが「できる」という現行法規定は、本来適切ではない場合にも価格競争入札によることを適法とする趣旨であり、不適切な裁量を発揮させることにつながっている。このため、「価格競争に適しない場合には、価格競争入札によることは「できない」旨の規定に改正するべきである。

**(3) 審査基準や体制の指針**

審査の基準、体制などについても一定の公正で適正な指針を法で提供すべきである。この際、美観性、機能性、集客性、長寿命性、意欲喚起性、経済性などの総合的評価によって知的生産者を選定する仕組みとすることが重要である。

**(4) 会計法・地方自治法又は特別法による対処**

仮に、会計法・地方自治法の改正によることができない何らかの事情がある場合は、上記同様、一定の高い品質ないし独自性によって価値の発揮を目指すことが妥当である契約類型について、価格競争入札ではなく、企画競争入札、コンペ方式、プロポーザル方式等を原則とする旨の特別法を制定すべきである。